3　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　理由書
二　前項第二号に規定する責任者の履歴書
三　包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類
四　その他参考となるべき事項を記載した書類
4　経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一　包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。
イ　デフォルト・リスク
ロ　格付遷移リスク
ハ　複合的なデフォルトに係るリスク
ニ　クレジット・スプレッドに係るリスク
ホ　インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク
ヘ　ベーシス・リスク
ト　回収率の変動に係るリスク
チ　ヘッジのリバランスに係るリスク
二　主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。
三　包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
四　内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。
五　包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。
六　前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。
（内部モデル方式による包括的リスクの額）
第二百八十五条の十一　内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。
一　算出基準日の包括的リスクの額
二　算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値
三　第二百八十五条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額
（変更に係る届出）
第二百八十五条の十二　内部モデル方式の使用について承認を受けた商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。
一　承認申請書の記載事項に変更がある場合
二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
三　第二百八十五条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。
（承認の取消し）
第二百八十五条の十三　経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、商工組合中央金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第二百八十五条の十第一項の承認を取り消すことができる。

附　則

（適用時期）
第一条　この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第一条第三十一号ト及び第三十七条第二項の規定は、公布の日から適用する。
（証券化エクスポージャーに関する経過措置）
第二条　平成二十五年十二月三十一日までの間、商工組合中央金庫は、証券化エクスポージャー（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）の個別リスクの額をこの告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二百八十五条の九の規定を準用して算出した額とすることができる。

○国土交通省告示第千二百七十六号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第八条第五十九項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が定める取扱量を次のように定める。
平成二十三年十二月十三日　国土交通大臣　前田　武志
地方税法施行規則附則第八条第五十九項第一号に規定する国土交通大臣が定める取扱量は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十九条第三十七項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の五年前の年から三年前の年までの各年の輸出入に係るコンテナ取扱量の平均が十万TEUとする。

附　則

この告示は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十二月十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千二百七十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第二項の規定に基づき、次の国際戦略港湾（同法附則第三十一項の規定により国際戦略港湾とみなされる国際拠点港湾を含む。以下同じ。）を同法第四十三条の十一第二項の埠頭群を一体的に運営することが国際競争力の強化に資する二以上の国際戦略港湾として指定するので、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の五の規定により、次のとおり告示する。
平成二十三年十二月十三日　国土交通大臣　前田　武志
大阪及び神戸
名古屋及び四日市

附　則

この告示は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十二月十五日）から施行する。